

令和５年度 第１回海老名市子ども・子育て会議結果

審議会等名	令和５年度 第１回海老名市子ども・子育て会議
開催日時	令和５年５月３０日（火）１０時から１１時まで
場所	えびなこどもセンター２階 ２０１会議室
出席者	子ども・子育て会議委員 １３名 中尾 隆徳 委員長、石井 友紀 副委員長、水上 信一 委員、 小島 良之 委員、櫻井 慶一郎 委員、北川 絵理 委員、 黒瀬 智子 委員、小林 里実 委員、中島 敦 委員、 大島 千佳 委員、林 まち子 委員、小針 真理子 委員、 大河原 雄亮 委員 （欠席者２名：櫻井 喜宣 委員、吉田 友梨子 委員） 事務局 １４名 保健福祉部長 伊藤 修 保健福祉部次長（子育て担当） 奥田 ともみ、 こども育成課長 本木 大一、こども政策係長 岩本 美香、 こども政策係主査 三坂 好美、 こども政策係主査 田邊 千恵子、 保育・幼稚園課長 尾内 速斗、子育て相談課長 山田 志保、 障がい福祉課長 石黒 和彦、国保医療課長 青野 昌樹、 就学支援課長 山田 圭、教育支援課長 麻生 仁、 学び支援課長 松本 晃子、学び支援係主事 小谷田 宏紀
傍聴人数	０名
公開の可否	☒ 公開 ☐ 一部非公開 ☐ 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	
議題	（１）副委員長の選出について （２）令和５年度海老名市はぐはぐ広場運営評価委員会委員の推薦について （３）令和５年度海老名市内の学童保育クラブについて （４）子ども医療費助成対象年齢拡大について （５）子ども・子育て支援事業計画の令和４年度事業実施状況報告について
資料	（１）次第 （２）（資料１）子ども・子育て会議委員名簿 （３）（資料２）令和５年度海老名市はぐはぐ広場運営評価委員会委員の推薦について

	(4) (資料3) 令和5年度海老名市内の学童保育クラブについて (5) (資料4) 子ども医療費助成対象年齢拡大について (6) (資料5-1) 子ども・子育て支援事業計画 令和4年度事業実施状況報告書 (7) (資料5-2) 子ども・子育て支援事業計画 令和4年度事業実施状況報告 (別紙) (8) (参考) 海老名市子ども・子育て会議条例
--	---

○会議の内容

1 開会	
【事務局】	本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより令和5年度第1回 海老名市子ども・子育て会議を開催いたします。 次第に沿いまして、委嘱状の交付を行います。
2 委嘱状交付	
	(保健福祉部長より小林委員、石井委員へ委嘱状を交付)
【事務局】	それでは部長から挨拶を申し上げます。伊藤部長、よろしくお願いいたします。
【事務局】 (部長)	日頃から、子育て行政のみならず、いろいろな視点で幅広くご理解・ご協力等いただきましてお礼を申し上げます。 今年4月にこども家庭庁が創設され、国では少子化対策を喫緊の課題として、児童手当の拡充など様々な議論がなされております。海老名市においても、今年度、保健福祉部の所管では、子ども医療費の助成事業の対象を18歳まで拡大することや、妊婦健診の助成費用を拡充することなどといった取り組みを行っております。また、教育部においても様々な事業の予算化がなされております。保健福祉部と教育部にまたがる課題として、社会的な問題となっているヤングケアラーに対し、相談支援体制を構築する事業を今年度から取り組んでまいりたいと考えております。子育てや少子化対策が国の最重要課題となっている中で我々行政の職員と委員の皆様の共通の思いというのは、海老名市の子どもが一人ひとり元気で明るく育っていけるような社会を目指すということです。この目標に向かって会議を通じて様々な意見交換や協議をしていただき、海老名市の子どものために行政と皆様に協力して子ども・子育て会議を運営していけたらと思っております。

【事務局】	伊藤部長は本日別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。それでは、議題に移ります。委員長、よろしくお願いいたします。
3 議題	
【委員長】	議題（１）「副委員長の選出について」事務局から説明をお願いします。
【事務局】	現在副委員長不在のため、副委員長を選出する必要があります。本会議では小中校長会連絡協議会の代表委員に副委員長をお願いしている経緯がございます。皆様で異存がないようでしたら、今回も引き続きこれに則り、石井委員に副委員長をお願いすることがよろしいかと考えます。
【委 員】	異議なし
【委員長】	皆様異議なしということで石井委員に副委員長をお願いします。よろしくお願いいたします。議案（１）は以上です。 議案（２）「令和５年度海老名市はぐはぐ広場運営評価委員会委員の推薦について」、事務局から説明をお願いします。
【事務局】	（資料２に基づき、「令和５年度海老名市はぐはぐ広場運営評価委員会委員の推薦について」を説明。客観的な視点として市民公募委員の意見を運営に活かしていきたい旨伝える。）
【委員長】	市民公募委員のご意見を運営に活かしていきたい旨の意向でございましたので、市民公募委員３名にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
【委 員】	異議なし
【委員長】	それでは、吉田委員・小針委員・大河原委員の３名を推薦いたします。 ご意見等なければ議題（２）については、以上です。 議題（３）「令和５年度海老名市内の学童保育クラブについて」、事務局から説明をお願いします。
【事務局】	（資料３に基づき、「令和５年度海老名市内の学童保育クラブについて」を説明）
【委員Ａ】	今後もマンションが増え、児童数が大幅に増えていくことが見込まれています。学童の数が昨年度と同じで変更なし、とのことですが、これで十分足りていると思われますか。 いろいろなお子さんがいる中で、今の体制できちんと保育できているのでしょうか。小学校もスタートアップ授業という形で変わろうとしている段階で、学童だけが古いやり方をずっと継承されているようです。子育て支援センターは評価される場がありますが、学童はあるのでしょうか。最低限を担保すれば、補助金を出すというやり方では、質の高い保育や教育は見

	込めません。補助金のやり方も含めて、見直していく必要があります。保育園にいるほとんどの保護者たちは子どもを学童に入れています、どこの学童に行ったらよいかと、皆必死になっています。この状況は、子ども・子育て会議での最重要課題だと思います。学童の数は昨年から何も変わっていません、という報告では、どのくらい質が担保されているのかということが分かりません。施設の数や定員数のほか、学童保育の質がすごく大切なことなのではないか、と意見としてお伝えします。
【事務局】	貴重なご意見をありがとうございます。施設の数が変わっていないと申し上げましたが、待機児童について申し上げますと、第一希望ではないにしても、皆様通える範囲の学童に通われていて、現在待機児童はいないというところがございます。ただ、駅前のマンション増加など、地域の事情で子どもの数が増えている現状もございます。毎年夏頃に保育園・幼稚園の保護者にアンケートをとっておりますので、明らかに不足が見込まれるところについては、学童の定員増や、新設を検討するなど、ご意見を反映させていきたいと考えております。
【委員 A】	保育園も学童も選べる時代だからこそどんどん淘汰はされていくと思うのですが、実際に今、学童の送迎などがあると思いますが、そこにリスクもあると思います。本当は近くの学童にみんな行けることに越したことはありません。質をどのように担保していくのかというところは、今の状況だと難しいと思います。障がいや父子家庭の子どもなど、いろいろな子どもたちに対して、個々を大事にしながらどのようにみていくか、というところはとても大切だと思います。そのためには、それなりのスタッフの人数は必要ですし、どのように保育していくかは、すごく問われていくのではないかと考えています。
【委員長】	他にご意見、ご質問がないようですので、議案（３）については報告ですのでご了承願います。議題（３）については、以上です。 議題（４）「子ども医療費助成対象年齢拡大について」、事務局から説明をお願いします。
【事務局】	（資料４に基づき、「子ども医療費助成対象年齢拡大について」を説明）
【委 員】	意見なし
【委員長】	ご意見、ご質問がないようですので、議案（４）については報告ですのでご了承願います。議題（４）については、以上です。

	議題（５）「子ども・子育て支援事業計画の令和４年度事業実施状況報告について」、４つある基本目標ごとに審議いたしますのでご了承ください。では、事務局から説明をお願いします。
【事務局】	（資料５－１及び５－２に基づき、「子ども・子育て支援事業計画の令和４年度事業実施状況報告について」を説明し、基本目標１の要約を担当より読み上げ、要約について補足説明）
【委員】	意見なし
【委員長】	ご意見、ご質問がないようですので、審議に移ります。基本目標１について、事務局説明のとおり了承することによろしいでしょうか。
【委員】	異議なし
【委員長】	基本目標１について了承することといたします。 基本目標２について、引き続き事務局より説明をお願いします。
【事務局】	（資料５－１及び５－２に基づき、「子ども・子育て支援事業計画の令和４年度事業実施状況報告について」の基本目標２の要約を担当より読み上げ、要約について補足説明）
【委員Ａ】	今不妊治療費助成のお話がありましたが、４３歳以上の方については、海老名市からどのような補助をしていただけるのか教えていただきたいと思います。
【事務局】	市独自の補助制度というのは、保険適用の対象となっている４２歳以下の方が、先進医療として位置づけられる治療と保険適用の治療を併用して実施した場合に、先進医療費の部分を助成する、というものでございます。一般的に保険適用の治療と保険適用外の治療を併せて行くと全て保険適用外になってしまいますが、先進医療を組み合わせた場合は、保険適用から外れないようになっている制度が先進医療というものでございます。しかし、先進医療は、全て自費なので、その部分は市の方で助成していきたい、という考えの中で実施しています。他市では都内の一部と県内では横須賀市で実施していると伺っております。このあたりは、女性が多い職場の中で、女性目線で考えて提案させていただいた結果、今年度から予算がついたという状況でございます。
【委員Ａ】	つまり助成は４２歳以下ということで、４３歳以上は対象外ということですね。
【事務局】	そのとおりです。

【委員長】	他にご意見、ご質問がないようですので、審議に移ります。 基本目標２について、事務局説明のとおり了承することによってよろしいでしょうか。
【委員】	異議なし
【委員長】	基本目標２について了承することといたします。 基本目標３について、引き続き事務局より説明をお願いします。
【事務局】	（資料５－１及び５－２に基づき、「子ども・子育て支援事業計画の令和４年度事業実施状況報告について」の基本目標３の要約を担当より読み上げ、要約について補足説明）
【委員Ａ】	ひとり親の方たちなど、子育ては生半可ではないと思います。私も共働きしている中で、二人でも大変なのに、それを一人でやっているの、心のよりどころが必要だと思います。 このこどもセンターは、何のためにつくられたかと言えば、連携が取れるようにするためです。例えば窓口では、１対１で対応しているが、母子家庭の方が来られた場合はいろいろなことが関連することを考えると、１対１で対応するのではなくて、こちらは複数で対応しようとか、保健師と一緒にいればもっと違う援助の仕方ができるのではないかと、そのような配慮が絶対的に必要だと思っています。やはりまだ、これについてはこども育成課、これは保育・幼稚園課、これは子育て相談課となっていたり、保健師や栄養士も、同じ仕事をしているのに、育児相談を担当していても１階と３階にいたりします。もう少し、明確化して連携がきちんととれていないと、保育園の相談をして、育児相談をするときに、これは１階か、これは３階かといったことになります。１階であろうと３階であろうとどうしても良くて、相談に来たことをきちんと共有できているかということは、すごく大切なことです。相談窓口も１つに統一して、統一見解した方が連携を取りやすいのではないかと感じたりします。少し抜本的に見直しをしていかないと、連携が取れているようで取れていないように見えてしまいます。連携をもっと取れていった方がよいと思いました。
【事務局】	今のお話しの連携というのは非常に大事に部分です。連携が取れていないということが散見されるようであれば、すぐに改善しなければいけないというのは当然のことです。

今現在、こども育成課や保育・幼稚園課、子育て相談課、さらには、教育委員会は、全て同じ建物内にありますので、その都度、その場で必要に応じてすぐに職員が集まる体制をとっております。しかしながら、全ての課で、たとえば職員 10 人で 1 人を対応しましょうということは、当然それをやることはありません。ただ、こども育成課であれば、栄養士や保健師、看護師がいたりしますので、窓口や電話などでお話を聞く中で、今ここで、プラスアルファの専門職が付かなければいけないといった時には、専門職や保育・幼稚園課などにすぐに声をかけていく、というような体制は整っております。それでも、来所された方によっては、「今は簡単な相談に来ただけだから、まずは自分で動いてみます。その後でもう一度相談させてください」といった方も少なからずいらっしゃいます。一度に全て終えようとする方は逆に少なく、切羽詰まる前に来てくださる方々は、段階的にお話しを進めいきたいとか、そういった方もいらっしゃいます。

保護者のニーズに合わせて私共は対応しておりますので、また何かお気づきの点等がありましたら、ご意見をいただいて、改善が必要であれば対応していきたいと考えております。

【委員 B】

官民が一つとなり安心して産み育てることができる地域を作らなければなりません。これが一番大切なところだと私は思います。地域の保育園や子育て支援センターにも相談に来られる方がいます。ここである程度話しを聞いて、その内容を行政に電話などで情報提供をするなど、官民の連携ができれば安心できる地域の創生になると思います。

また、保育の質というのは何かというと、まず保育内容です。保育内容というのは、離乳食のことも含めてです。本当に細かい内容が保育の質として求められています。保育の質は、この保育内容と人と場所的環境の 3 つをいいます。これに民間も応えるために、行政からの指導や研修といったことを通じて官民交流で、網の目の中に子どもを産める環境を作る、これが子ども・子育ての本来の姿ではないのかと思います。官と民をどのように繋ぐかということを今後の課題として、現状を打破する海老名市になってほしいと思います。この子ども・子育て会議の場は良いと思います。各委員も意見を出していき、官民で情報共有して物事をつくっていく場になると思います。官民

	の協力をよろしくお願いしたいと思います。以上意見として申し上げます。
【委員長】	今のお話は基本目標３ではなく、会議全体のお話としてご意見としていただいたということによろしいでしょうか。
【委員Ｂ】	そういうことです。
【委員長】	他にご意見、ご質問がないようですので、審議に移ります。 基本目標３について、事務局説明のとおり了承することによろしいでしょうか。
【委 員】	異議なし
【委員長】	基本目標３について了承することといたします。 基本目標４について、引き続き事務局より説明をお願いします。
【事務局】	（資料５－１及び５－２に基づき、「子ども・子育て支援事業計画の令和４年度事業実施状況報告について」の基本目標４の要約を担当より読み上げ、要約について補足説明）
【委 員】	意見なし
【委員長】	ご意見、ご質問がないようですので、審議に移ります。基本目標４について、事務局説明のとおり了承することによろしいでしょうか。
【委 員】	異議なし
【委員長】	基本目標４について了承することといたします。 以上で、すべての基本目標について了承いただきましたので、議題５の審議は終了いたします。 議題はこちらで以上となります。
４ その他	
【委員長】	それでは、次第に沿いましてその他に移ります。委員の皆様から何かございますか。
【委員Ａ】	今回議案２で、はぐはぐ広場運営評価委員会の委員を決めていただきまして、ありがとうございました。地域版子育て支援センターを運営させていただいております。全国一の子育て支援センターにしようと思ってやっていますが、現在利用者が多くて、人数制限している状況です。運営評価委員の方からは、要望・意見をいただきますが、金銭的にやりたくてもできない部分があります。今の補助金は、子育て支援センターを開いているのであればどこも同額となっています。しかし、子育て支援センターは場所によって大きさも異なりますし、私のところは、園庭がある上、２階がある分スタッフの人数も増やしてい

	ます。実際、決まった金額の中でやらなければならないので、毎年400万円の赤字になっています。それを保育園で埋めています。抜本的に補助金を見直していかないと長く続けていけません。子育て支援センターは、誰でも平等に利用できます。誰でも平等に使えるところが最重要的によくなっていないと思います。私たちがどれだけの熱量でやっても、官が同じ熱量でないと、うまくいかないと思います。子育て支援センターを学童や幼稚園・保育園と同じ立ち位置くらいに考えて、どうしたら改善できるかということを前向きに考えていただきたいと思います。
【委員C】	コロナ禍では、市の担当者いろいろなやっていただき感謝しています。 一市民としての意見ですが、子ども医療費の対象年齢が拡大されるなどの話を聞き、子育てしやすいまちになっていると思う一方で、多額の予算がかかっている印象があります。何もかも子育てのことを無料にしてよいのかなどと感じたりします。その分を医療的ケア児や障がいのある子に充ててほしいなと市民として思います。
【委員B】	先ほど委員Aからでた問題は、制度の問題でもあると思います。国の制度はとても弱いです。保育園の場合は、入った子どもに対しての補助がありますが、子育て支援センターは、いろいろ支援してもお金とリンクしないことは皆さんに知っていただきたいと思います。そういう中で、市独自の制度というものはありません。ある程度市は頑張っているけれども、現実にはお金や体制の問題があり、厳しい状況があるのです。市は頑張っているとは思いますが、お金の問題が絡むので簡単にはいかないと思いますが、市独自の制度を考えて、もっと充実していただけると有難いと思います。意見として言わせていただきました。
【委員長】	他に意見はございませんか。皆様ご意見を共有されましたと思います。このように子ども・子育て会議ですので皆様多くご意見をだしていただければと思います。 それでは、事務局からお知らせがあるようですのでお願いします。
【事務局】	事務局から2点お知らせがございます。 まず、子ども・子育て会議条例の改正についてです。「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の制定により、「子ども・子育て支援法」に条ずれが生じたた

	め、令和５年４月１日付で、条例の一部改正がございました。条例の内容自体に変更はございません。 次に、「第３期子ども・子育て支援事業計画の策定」についてです。今年度・来年度の２か年かけて第３期計画を策定してまいります。 策定にあたっては、事業者へ策定支援業務の委託をするので、今後、事業者選定委員会を立ち上げ、秋頃に事業者を選定いたします。そして、１２月頃に計画策定の基礎となるニーズ調査を行う予定です。 今年度から「こども家庭庁」の設立や「こども基本法」が施行され、「子ども・子育て支援事業計画」の他に、「こども計画」の策定が市町村の努力義務となりました。詳細は、今年の秋に国が示す「こども大綱」を勘案することとされています。 今後、国の動きを注視しながら策定準備に取り掛かります。 今回の会議以降に、随時報告させていただきながら、委員の皆様からのご意見等もたまわりたいと思います。事務局からのお知らせは以上です。
【委員長】	こちらで全て終了となりましたので、事務局へ会の進行をお返しします。
５ 閉会	
【事務局】	本日は、会議にご出席いただきましてありがとうございます。 今年は２年に一度の委員改選の年ですので、現委員での会議は本日で最後となります。これまでご出席いただきました委員の皆様に感謝を申し上げます。 改選にあたり、団体推薦委員につきましては、各団体から委員の推薦をしていただきます。市民公募委員につきましては、現在広報等で募集を行っております。庁内で選考委員会を設置し、今後、選考してまいります。 改選後の会議は８月を予定しており、開催にあたっては、改めて事務局よりご案内させていただきます。 それでは、これにて閉会とさせていただきます。 本日は誠にありがとうございました。